

みよし広域連合浄化センター
前処理・脱水機棟整備工事

公募型プロポーザル実施要領

平成30年9月

みよし広域連合

目 次

はじめに

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 建設工事の概要 | 1 |
| 第1節 事業者 | 1 |
| 第2節 工事名 | 1 |
| 第3節 工事場所..... | 1 |
| 第4節 工期..... | 1 |
| 第5節 施設の種類..... | 1 |
| 第6節 施設の概要..... | 1 |
| 第7節 工事範囲..... | 2 |
| 第8節 受注候補者の決定方法..... | 3 |
| 第2章 公告から契約までのスケジュール | 4 |
| 第1節 スケジュール | 4 |
| 第3章 プロポーザル参加者に関する条件 | 5 |
| 第1節 参加者が備えるべき参加資格要件等 | 5 |
| 第2節 プロポーザル参加に関する留意事項 | 6 |
| 第3節 プロポーザル参加に関する手続き | 6 |
| 第4章 建設工事の条件等 | 13 |
| 第1節 工事発注等に関する条件 | 13 |
| 第2節 予測されるリスクの責任分担 | 13 |
| 第3節 第三者賠償保険への加入 | 14 |
| 第4節 工事再委託の禁止 | 14 |
| 第5章 提案書類の審査と受注候補者の決定等 | 15 |
| 第1節 プロポーザル審査委員会の設置 | 15 |
| 第2節 審査及び受注候補者の決定..... | 15 |
| 第3節 情報公開及び提供 | 15 |
| 第6章 事務局 | 16 |

はじめに

みよし広域連合(以下、「広域連合」という。)が管理運営している浄化センターは、昭和38年に供用を開始して以降、昭和45年に20kL/日の増設、昭和55年度に好気性消化処理方式への変更と20kL/日の増設及び高度処理設備の設置といった段階的な処理機能の増強等を行うとともに、平成9～11年度にかけては脱窒素処理方式への変更を含めた施設全体の改修を行ってきた施設である。

広域連合は、これまでの間、浄化センターを構成する設備機器について、適宜、更新・整備等を行い、し尿等の適正処理に努めてきたところであるが、汚泥脱水機をはじめとする各種設備機器の老朽化が顕在化し、更新等の対応が必要な状況になっている。

以上のような状況のもと、広域連合は、浄化センターの稼動を行いつつ、今後とも引き続き、し尿等の適正かつ安定的処理を行うことができるよう、スクラップアンドビルド方式(以下、「S&B方式」と略す。)により、段階的に設備機器の更新工事を行い、最終的には浄化センターの全面更新を行う計画を有しており、今回は、その一期工事として前処理設備及び汚泥脱水機等の緊急性を要する設備機器の整備工事(工事名を「みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事」という。)(以下、「本工事」という。)を行うこととした。

本工事は、浄化センターの将来的な全面更新を視野に入れた上で、S&B方式により行うもので、設計・施工一括発注方式(性能発注方式)とすることから、公募型プロポーザル方式により発注する。

みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事 公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)は、本事業の受注候補者選定手続きに参加しようとする者に公表するものであり、実施要領に基づき提出された提案書類に対して審査委員会が審査を行い、最も評価が高い提案書類を作成した者を本工事の受注候補者として特定するものである。

実施要領は、みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事の概要、公告から契約締結までのスケジュール、プロポーザル参加者の資格要件及び本工事の条件等について示したものであり、本工事のプロポーザルに参加を希望する者は、実施要領の内容を踏まえて、プロポーザル参加表明書及び提案書類の作成を行い提出するものとする。

また、みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事発注仕様書(以下「発注仕様書」という。)、みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事優先交渉権者決定基準(以下、「優先交渉権者決定基準」という。)みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事様式集(以下「様式集」という。)も実施要領と一体のものであり、提出書類の作成にあたっては本書を精読の上、遺漏のなきよう留意すること。

第1章 建設工事の概要

第1節 事業者

みよし広域連合

第2節 工事名

みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事

第3節 工事場所

徳島県三好市井川町西井川 906 番地

第4節 工期

本工事は、3か年度に渡る継続事業であり、工事期間は下記のとおりである。

- 1) 着工予定 議決の日の翌日
- 2) 竣工期限 平成32年10月30日

第5節 施設の種類

みよし広域連合浄化センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三の規定に基づき設置された「し尿処理施設」である。

第6節 施設の概要

みよし広域連合浄化センターの概要を下表に示す。

| 項目 | 水処理 |
|-------|---|
| 計画処理量 | し尿： 55 kL/日 浄化槽汚泥：15 kL/日 <hr/> 70 kL/日 |
| 処理方式 | 水処理：好気性消化処理方式(循環脱窒素法)+高度処理(凝集+ろ過+オゾン酸化) 汚泥処理：濃縮+脱水 |
| 処理性能 | 【処理水質】 pH 5.8~8.6 BOD 8mg/L 以下 COD 20mg/L 以下 浮遊物質 10mg/L 以下 全窒素 60mg/L 以下 32.1kg/日以下(総量規制値) 全リン 8mg/L 以下 2.1kg/日以下(総量規制値) 色度 30 度以下 大腸菌群数 1000 個/cm ³ 以下 |

第7節 工事範囲

本工事の範囲を以下に示す。

1) 本工事

(1) 機械設備工事

- ①前処理設備工事
- ②汚泥処理設備工事
- ③脱臭設備工事

(2) 配管・ダクト工事(乾燥・焼却棟の解体撤去工事及び前処理・脱水機棟新設工事に伴う、既設配管・ダクト等の切り廻し等工事を含む)

- ①し尿及び浄化槽汚泥系統配管工事
- ②汚泥系統配管工事
- ③空気系統配管工事
- ④臭気系統配管工事
- ⑤薬品系統配管工事
- ⑥給水系統配管工事
- ⑦排水系統配管工事

(3) 電気・計装設備工事 (乾燥・焼却棟の解体撤去工事及び前処理・脱水機棟新設工事に伴う、既設電気・計装設備の電線、ケーブル等の切り廻し等工事を含む)

- ①電気設備工事
- ②計装設備工事

(4) 土木・建築工事

- ①前処理・脱水機等工事

2) 附帯工事

(1) 土木・建築工事

- ①場内道路工事(土地造成工事箇所以外)
- ②場内整備工事(土地造成工事箇所以外)

(2) 乾燥焼却棟解体撤去工事

- ①仮設工事
- ②建屋解体撤去工事
- ③プラント解体撤去工事
- ④汚染物及び解体廃棄物の処理処分

3) その他工事

- (1) 試運転及び運転指導
- (2) 予備品、工具等

- 4) 工事範囲外
 - (1) 土地造成工事
 - (2) 場内道路工事(土地造成工事箇所)
 - (3) 場内整備工事(土地造成工事箇所)
 - (4) 建物内備品(本仕様書に明記のないもの)

第8節 受注候補者の決定方法

プロポーザル参加資格を有することが認められた参加者(以下、「提案者」という。)から提出された提案書類は、別途定める優先交渉権者決定基準に基づき審査委員会が審査し、最多得点を獲得した提案者を優先交渉権者、第2位を次点候補者、第3位を第3候補者として決定する。

ただし、最多得点を獲得した提案者が2者以上あるときは、優先交渉権者決定基準により採点された総合評価点のうち、技術点が高い提案者を工事受注候補者とし、もう一方の候補者を次点候補者とする。

第2章 公告から契約までのスケジュール

第1節 スケジュール

本工事に係る公告から契約までのスケジュールを以下に示す。なお、表中の日程は公告時点での予定であり、変更する場合がある。

| 日 程 | 内 容 |
|--|---|
| 平成 30 年 9 月 14 日(金) | 公告及びプロポーザル実施要領等の公表 (広域連合ホームページにて公開) |
| 平成 30 年 9 月 14 日(金) ～ 9 月 21 日(金) | 公告、プロポーザル実施要領及び様式集その 1 に係る 質疑書の受付 |
| 平成 30 年 9 月 28 日(金) | 公告等に関する質疑回答 |
| 平成 30 年 10 月 3 日(水) | プロポーザル参加表明書及び参加資格確認申請書の 提出期限 |
| 平成 30 年 10 月 12 日(金) | 参加資格確認申請書の審査結果の通知 |
| 平成 30 年 10 月 15 日(月) ～ 10 月 22 日(月) | 現地・関係図書の確認、現地・関係図書の確認結果及 び発注仕様書に関する質疑の受付 |
| 平成 30 年 10 月 31 日(水) | 発注仕様書等に関する質疑回答 |
| 平成 30 年 11 月 22 日(木) | 技術提案書類の提出期限 |
| 平成 31 年 1 月下旬 | 技術提案書のプレゼンテーション |
| 平成 31 年 1 月下旬 | 優先交渉権者の選定 |
| 平成 31 年 2 月上旬 | 優先交渉権者の決定及びプロポーザル結果の公表 |
| 平成 31 年 2 月下旬 | 工事請負契約締結(みよし広域連合議会の議決) 契約者の公表 |

第3章 プロポーザル参加者に関する条件

第1節 参加者が備えるべき参加資格要件等

1) 参加者の構成

参加者は、単独の企業とする。

2) 参加者の参加資格要件

参加者は、公告から契約締結までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

(1) 広域連合の入札参加資格等

- ① 広域連合の入札参加資格申請業者名簿に登載されている者。
- ② 清掃施設工事に関して、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者
- ③ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合審査点数が900点以上の者。
- ④ 配置技術者に関する要件
 - a. 清掃施設工事の監理技術者証の交付を受けた者を現場に専任で配置できること。
 - b. 本工事の入札資格参加確認申請書提出時に、申請者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。
- ⑤ 一般的事項に関する要件
 - a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
 - b. 本工事の競争参加資格審査確認申請書の提出期限の日から入札日までの間において、指名停止若しくは指名除外の措置をみよし広域連合、三好市、東みよし町から受けていない者。
 - c. 本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止を受けた事実がある者でないこと。
 - d. 会社法(平成17年法律第86号)第475号又は第644号の規定による清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し又は再生計画の認可が確定したものを除く。)

第2節 プロポーザル参加に関する留意事項

1) 費用負担

本プロポーザルに要する経費は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

2) 著作権

プロポーザル参加者が提出する提案書類等の著作権は、それぞれプロポーザル参加者に帰属する。ただし、広域連合がプロポーザル参加者の承諾を得た場合には、提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

3) 提案書類等の取扱い

提出された提案書類等については、原則として変更することができないものとし、また、返却しないものとする。

4) 実施要領の取扱い

本広域連合が提供する実施要領及び関連書類は、プロポーザル参加の目的以外で使用してはならない。また、プロポーザル参加の目的の範囲内であっても、広域連合の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

5) プロポーザルの延期等

広域連合が必要と認めたときは、プロポーザルに係る手続きの日程変更、延期または中止をすることがある。このことで、プロポーザル参加者に不利益が生じても、広域連合はその責を負わないものとする。

6) 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① プロポーザル参加者の資格要件等を満足していない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ プロポーザルに対する援助を、実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者に直接または間接に求めた場合
- ⑤ 規定する書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- ⑥ 技術提案書類の不備・不足が是正されない場合
- ⑦ その他、実施要領に違反すると認められた場合

7) その他

実施要領に定めるもののほか、プロポーザルにあたって参加者に周知させる必要事項が生じた場合は、適宜、通知するものとする。

第3節 プロポーザル参加に関する手続き

1) 公告及び実施要領の公表

みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事の公募型プロポーザルの公告及び同実施要領等の公表を次のとおり行う。

(1) 公表日：平成30年9月14日(金)とする。

(2) 公表方法：広域連合のホームページにて公開する。

(3) 公表資料：公告、実施要領、様式集、発注仕様書及び優先交渉権者決定基準

2) プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加表明書を以下により受け付ける。

(1) 提出期間

平成 30 年 9 月 14 日(金)午前 9 時から平成 30 年 10 月 3 日(水)午後 4 時(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)までとする。

(2) 提出場所

みよし広域連合事務局事業課

(3) 提出方法

持参または郵送(提出期間内必着)にて提出すること。

(4) 提出書類

提出書類は、下記①から③に掲げる書類とし、提出部数は正本 3 部(うち 1 部は返却用)とする。

① プロポーザル参加表明書(様式 1-1)

② 参加資格確認申請書(様式 1-2)

③ 同上添付書類

■会社概要・業務経歴書

■登記簿謄本

■納税証明書(直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書)(写し)

■建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づく、清掃施設工事に係る特定建設業の許可書(写し)

■建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく、清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書(写し)

■配置予定技術者の経歴(様式 1-3)、監理技術者(予定)と所属会社との 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等(写し)

なお、配置予定技術者は、設計管理、工事管理のそれぞれにつき 3 人以内とする。

(5) 参加資格の確認(資格審査)

広域連合は、提出されたプロポーザル参加表明書により、参加を表明した者が参加資格要件を満足しているかどうかの確認を行い、確認した結果(様式 1-4)をメール及び書面にて平成 30 年 10 月 12 日(金)に送付する。

なお、参加資格要件を満足していることが確認された者であっても、工事契約締結までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

3) 公告等に関する質疑書の受付

公告、実施要領及び様式集その1に関する質疑を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成30年9月14日(金)午前9時から平成30年9月21日(金)午後5時までとする。

(2) 質疑方法

公告等に質疑がある者は、様式1-5の質疑書に質疑の内容を記入してE-mailにより提出すること。また、E-mail送信後、電話にて広域連合の担当に到着確認をすること。なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質疑は受け付けない。

(3) 提出先

みよし広域連合 事務局事業課

4) 公告等に関する質疑に対する回答

(1) 回答日

平成30年9月28日(金)(予定)

(2) 回答方法

公告等の質疑に対する回答は、広域連合のホームページに公開することにより行う。

5) 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

(1) プロポーザルの参加資格が無いと認められた者は、広域連合に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) 理由の説明を求める場合は、通知を受信した日の翌日から起算して3日(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)以内に、広域連合に対してE-mailにてその旨を送信する(E-mail送信後、電話にて広域連合の担当者に到着確認をすること)。広域連合は、E-mailを受信した翌日から起算して3日(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)以内にE-mailにより回答する。

6) 竣工図書の閲覧

閲覧に供する浄化センターの竣工図書及びその閲覧場所・期間等は以下のとおりとし、閲覧を希望する者は、様式2-1により事前の申込を行い、様式2-2の誓約書を提出すること。

(1) 竣工図書

- ① 設計計算書
- ② 建築設計図(意匠図、構造図、設備図)
- ③ 機器・配管設備図(機器配置平面図・断面図、機器配管系統図)
- ④ 電気計装設備図
- ⑤ 設備仕様書

(2) 閲覧申込の受付期間

平成 30 年 10 月 15 日(月)の午前 9 時から平成 30 年 10 月 18 日(木)の午後 5 時までとする。

(3) 申込書類の提出先と提出方法

① 提出先

みよし広域連合 事務局事業課

② 提出方法

■様式 2-1 現場確認・参考図書閲覧申込書

必要事項を記入し、FAX または E-mail で送信し、電話にて到着確認をすること。

■様式 2-2 現場確認・参考図書閲覧に係る誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。提出方法については、あらかじめ上記の提出先まで電話にて連絡すること。なお、持参にて提出する場合の受付は閲覧当日でも可とする。

(4) 閲覧期間

平成 30 年 10 月 15 日(月)から平成 30 年 10 月 19 日(金)までの、午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)までとする。

(5) 閲覧場所

みよし広域連合浄化センター

(6) 閲覧する場合の留意事項

- ① 閲覧は、午前または午後を 1 単位とし、原則として 1 単位までとする。なお、申込状況によっては、広域連合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。
- ② 閲覧に供する資料の貸出し(一時的な持ち出しを含む)は、原則として行わない。指定された閲覧時間内において、携帯用コピー機やカメラによる複写を希望する場合は、必ず申し出て広域連合の了解を得ること。
- ③ 参考資料の閲覧にあたっては、閲覧者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、広域連合の求めに応じてこれを提示すること。

8) 工事場所の確認(現場確認)

現場確認を希望する者は、様式 2-1 により事前の申込みを行うとともに、様式 2-2 の誓約書を提出すること。

(1) 現場確認申込の受付期間

平成 30 年 10 月 15 日(月)の午前 9 時から平成 30 年 10 月 18 日(木)の午後 5 時までとする。

(2) 申込書類の提出先と提出方法

① 提出先

みよし広域連合 事務局事業課

② 提出方法

■様式 2-1 現場確認・参考図書閲覧申込書

必要事項を記入し、FAX または E-mail で送信し、電話にて到着確認を
すること。

■様式 2-2 現場確認・参考図書閲覧に係る誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。提出方法につ
いては、あらかじめ上記の提出先まで電話にて連絡すること。なお、持
参にて提出する場合の受付は現場確認当日でも可とする。

(3) 現場確認の期間

平成 30 年 10 月 15 日(月)から平成 30 年 10 月 19 日(金)までの、午前 9 時から
正午及び午後 1 時から午後 4 時(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)までとす
る。

(4) 現場確認にあたっての留意事項

- ① 現場確認を行う時間は、1 社あたり原則として 1 単位までとする。なお、申込
状況によっては、広域連合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。
- ② 現場確認にあたっては、確認する者の所属企業が確認できる身分証明書を携
帯し、広域連合の求めに応じてこれを提示すること。

9) 発注仕様書等に関する質疑の受付

発注仕様書の内容及び現場確認結果等に関する質疑を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成 30 年 10 月 15 日(月)午前 9 時から平成 30 年 10 月 22 日(月)午後 5 時ま
でとする。

(2) 質疑方法

発注仕様書等に質疑がある者は、様式 2-3 の質疑書に質疑の内容を記入して
E-mail で送信し、電話にて到着確認をすること。なお、電話、口頭、FAX 及び
郵送等による質疑は受け付けない。

(3) 提出先

みよし広域連合 事務局事業課

1 0) 発注仕様書等の質疑に対する回答

(1) 回答日

平成 30 年 10 月 31 日(水)

(2) 回答方法

発注仕様書等の質疑に対する回答は、広域連合のホームページに公開するこ
とにより行う。

1 1) 技術提案書類の提出

プロポーザルの参加資格があると認められた者(提案者)は、以下に従い技術提案

書類を提出すること。

(1) 提出期限

平成 30 年 11 月 22 日(木) 午後 5 時

(2) 提出場所

みよし広域連合 事務局事業課

(3) 提出方法

提案書類は持参又は郵送にて提出すること。

(4) 提案書類

提案書類は、技術提案書と技術提案した工事の費用を積算した工事費見積書とする。技術提案書と工事費見積書は、以下に示す様式に従い作成するものとし、提出部数は正本 1 部、副本 9 部とする。また、紙製本(製本スタイルはフラットファイル等とし、書類は①、②、③の順に綴じる)に合わせて電子データ(CD-ROM 2 式)も提出すること。

① 提案書類提出書(様式 2-4)

② 技術提案書(表紙(様式 3)、様式 3-1~5)

③ 工事費見積書(様式任意、工事費見積書には工事費内訳書(様式 4)を添付する)

(5) 技術提案書

技術提案書として提出する書類及び様式を下表に示す。

提出書類リスト (1/2)

| 様式番号 | 書式名及び記載内容 | データ形式 | 書式サイズ | 枚数制限 |
|-----------------------|---------------|-------|-------|------|
| 1) 施設概要説明書 | | | | |
| 様式任意 | (1)各設備概要説明 | Word | A4 | 2枚以内 |
| 2) 運転管理条件 | | | | |
| 様式任意 | (1)運転人員配置計画 | Word | A4 | 3枚以内 |
| 様式任意 | (2)必要資格者 | | | |
| 様式任意 | (3)アフターサービス体制 | | | |
| 様式任意 | (4)用役使用量 | | | |
| 3) 維持管理費 | | | | |
| 様式 3-1 | (1)電力費 | Excel | A4 | 制限なし |
| 様式 3-1 | (2)薬品費 | | | |
| 様式 3-1 | (3)燃料費 | | | |
| 4) 点検補修費 | | | | |
| 様式 3-2 | (1)点検補修費 | Excel | A4 | 制限なし |
| 5) 設計計算書・設備仕様書 | | | | |
| 様式任意 | (1)設計計算書 | Word | A4 | 制限なし |
| 様式任意 | (2)設計仕様書 | Word | A4 | 制限なし |

提出書類リスト（2/2）

| 様式番号 | 書式名及び記載内容 | データ形式 | 書式サイズ | 枚数制限 |
|---------------------|-----------------------------|-------|-------|------|
| 6) 汚泥脱水設備の性能 | | | | |
| 様式任意 | (1)汚泥脱水設備の構成 | Word | A4 | 制限なし |
| 様式任意 | (2)汚泥脱水設備の納入実績 | Word | A4 | 制限なし |
| 7) 図面類 | | | | |
| 様式任意 | (1)工事工程表 | PDF | A3 | 制限なし |
| 様式任意 | (2)全体配置図及び動線計画図 | PDF | A3 | 制限なし |
| 様式任意 | (3)フローシート | PDF | A3 | 制限なし |
| 様式任意 | (4)土木建築一般図 | PDF | A3 | 制限なし |
| 様式任意 | (5)機器配置図 | PDF | A3 | 制限なし |
| 8) 工事施工能力 | | | | |
| 様式 3-3 | 工事实施体制 | Word | A4 | 1枚 |
| 様式 3-4 | 汚泥再生処理センター又はし尿処理施設建設工事の施工実績 | Word | A4 | 制限なし |
| 様式 1-3 | 配置予定技術者の経歴 | Word | A4 | 制限なし |

(6) 工事費見積書

工事費見積書として提出する書類及び様式を下表に示す。

提出書類リスト（工事費見積書用）

| 様式番号 | 書式名及び記載内容 | データ形式 | 書式サイズ | 枚数制限 |
|------------------|-----------|-------|-------|------|
| 1) 工事費見積書 | | | | |
| 様式任意 | 工事費見積書 | — | A4 | 制限なし |
| 様式 4 | 工事費内訳書 | Excel | A4 | 制限なし |

1 2) プロポーザルの辞退

プロポーザルの参加資格を有する者(提案者)が、当該プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式 2-5)を提出すること。なお、プロポーザルを辞退した者が、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

1 3) その他

広域連合が提示する資料及び回答書は、実施要領と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第4章 建設工事の条件等

第1節 工事発注等に関する条件

1) 契約締結の方法

- (1) 広域連合は、第1章第8節において選定した工事受注候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 工事受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (3) 次点候補者とも契約が成立しない場合は、第3候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

2) 見積書作成にあたっての留意事項

見積書は、様式4工事費内訳書記載要領に従い作成して提出すること。

3) 契約保証金

契約の相手方は、本契約の日から5日以内に契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、みよし広域連合財務規則第116条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

4) 工事費の支払い条件

本工事は、3か年度の継続事業となっていることから、工事費の支払いは、みよし広域連合財務規則等に従い、受注者の請求があれば年度割の金額に応じて、前払い及び部分払いを行うものとする。

5) 設計・施工に係る条件

提案者は、以下の条件に基づき提案を行うものとする。

- (1) 処理対象物は、し尿及び浄化槽汚泥とする。
- (2) 技術提案事項については、引渡し後も設計及び施工の瑕疵を負うものとする。

第2節 予測されるリスクの責任分担

1) リスク管理の基本方針

本施設の設計・施工に係る責任は、原則として受注者が負う。ただし、広域連合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受注者と協議の上、広域連合が責任を負う。

2) リスク分担

予想されるリスク及び広域連合と受注者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事契約で定める。

第3節 第三者賠償保険への加入

本工事の受注者は、建設工事保険または組立保険（または類似の機能を有する共済等を含む）及び受注者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

第4節 工事再委託の禁止

本工事の受注者は、工事の全部もしくは一部を外部に委託し、または請負わせてはならない。ただし、受注者があらかじめ、書面により工事の一部について外部に委託し、または請負わせることについて、広域連合の承諾を得た場合はこの限りでない。

第5章 提案書類の審査と受注候補者の決定等

第1節 プロポーザル審査委員会の設置

広域連合が計画している「みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事」について、プロポーザル方式により受注候補者を決定するにあたり、中立かつ公平、公正な審査を行うことを目的として、プロポーザル審査委員会を設置する。

第2節 審査及び受注候補者の決定

審査委員会は、提案者から提出された提案書類について、優先交渉権者決定基準に基づいて審査を行い、最多得点を獲得した提案者を工事受注候補者、第2位を次点候補者、第3位を第3候補者として決定する。

なお、提案書類の審査に併せ、広域連合は、提案者によるプレゼンテーションを受けることとしている。開催日は、平成31年1月下旬の予定であるが、開催日時等の詳細については、平成30年11月22日(木)の提案書類提出期限以降に連絡するものとする。

第3節 情報公開及び提供

審査結果については、提案者全員に書面で通知するとともに、広域連合のホームページで公表する。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、広域連合情報公開条例に基づき、プロポーザル参加者や受注候補者決定方法等を公開することがある。

第6章 事務局

プロポーザル参加申込及び受注候補者の決定等に係る広域連合の事務局は次のとおりであり、実施要領においてみよし広域連合 事務局事業課とあるのは、全てこれに該当する。

みよし広域連合 事務局事業課

〒778-0002 徳島県三好市池田マチ 2429 番地 1

TEL/0883-72-3308 FAX/0883-72-0695

E-mail jigyoun@miyoshikouiki.jp

担当 松下 隆晃

リスク分担表

| 段階 | リスク | リスクの内容 | | リスクの責任負担者 | |
|-------|--------------------|-------------------------|--------------------------------------|-----------|-----|
| | | | | 広域連合 | 受注者 |
| 共通 | 法令変更リスク (税制度含む) | 1 | 建設工事影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの | ○ | |
| | | 2 | 上記以外の法制度の新設・変更に関するもの | | ○ |
| | 住民対応リスク | 3 | 建設に対する住民運動等に関するもの | ○ | ○ |
| | 工事中の中止・遅延に関するリスク | 4 | 広域連合の指示等によるもの | ○ | |
| | | 5 | 広域連合の債務不履行によるもの | ○ | |
| | | 6 | 受注者が行う設計・施工に必要な許認可などの遅延によるもの | | ○ |
| | | 7 | 受注者の責による工事の中止及び受注者の責任放棄、破綻によるもの | | ○ |
| | 不可抗力のリスク | 8 | 天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク | ○ | △ |
| | 実施要領等変更リスク | 9 | 実施要領、発注仕様書、その他広域連合が提示した図書等の内容変更・不備など | ○ | |
| 設計・建設 | 設計・施工に関するリスク | 10 | 広域連合の責任による事業内容の変更に起因する要求性能の変更 | ○ | |
| | | 11 | 受注者の責による要求性能の未達 | | ○ |
| | 第三者賠償リスク | 12 | 設計・建設において第三者に与えた損害 | | ○ |
| | 事故発生リスク | 13 | 建設時の事故発生 | | ○ |
| | 環境保全リスク | 14 | 建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合など | | ○ |
| 15 | | 稼働に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合など | ○ | △ | |
| 施設の引渡 | 運転指導リスク | 16 | 運転指導の不備により、広域連合が適正な運転を行えない | | ○ |
| | 施設の性能確保のリスク | 17 | 施設の引渡時における要求性能確保に関するもの | | ○ |

注) ○：主負担、△：一部負担